

(2019年10月1日現在)

商 品 名	・ふくぎん福祉年金アップ	
ご利用いただける方	・別表の各種年金または手当てを受給されている方で、当該各種年金または手当てのお受取口座を福井銀行に指定されている方。 ※ご利用の際は、確認のため年金証書等をご提示いただきます。	
対 象 商 品	・スーパー定期（自由金利型定期預金M型）	
期 間	・1年 ※自動継続扱はご利用いただけません。	
お 預 入 れ	お 預 入 方 法	・一括してお預入れいただきます。
	お 預 入 金 額	・1円以上 300万円以内
	お 預 入 限 度	・お一人さま、300万円を限度といたします。
	お 預 入 単 位	・1円単位
	お 預 入 店 舗	・当該各種年金または手当てのお受取口座店（お一人さま、1店舗に限らせていただきます。） ※該当店の定期預金通帳または総合口座通帳へのお預入れは全営業店にて取扱いいたします。 ※ATM、インターネット・モバイルバンキングによるお預入れはできません。
払 戻 方 法	・満期日以後に、お利息とともに払戻しいたします。	
お 利 息	適 用 金 利	・お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利+0.10%を約定金利として満期日まで適用いたします。（店頭表示金利には、「お預入金額 300万円未満」と「お預入金額 300万円以上」とがあります。） ・満期日以後のお利息は、解約または書替継続をした日における普通預金金利により計算いたします。
	利 払 方 法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。
	計 算 方 法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切り捨て）
	税	・20.315%の源泉分離課税 （2037年12月31日までにお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%となります。） ※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。
中途解約時のお取扱い	・この預金は原則として中途解約できません。やむをえず満期日前に解約する場合は、お預入日から解約日の前日までの日数と以下のお預入期間に応じた金利により計算したお利息とともに払戻しいたします。	
	お預入れしていた期間	中途解約時に適用する金利(小数点第4位以下切り捨て)
	6か月未満	解約日における普通預金金利
	6か月以上9か月未満	お預入日におけるスーパー定期のお預入期間6か月の店頭表示金利×70%
9か月以上1年未満	お預入日におけるスーパー定期のお預入期間9か月の店頭表示金利×70%	

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上のお客さまは、定期預金を総合口座の担保とし、総合口座による当座貸越がご利用いただけます。（貸越金利は、担保定期預金の約定金利に0.5%を上乗せした金利）</li> <li>・マル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。</li> </ul>
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の対象商品です。福井銀行へお預入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円（決済用預金に該当する預金を除く）までとのお利息が保護されます。</li> <li>・預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。</li> </ul>
福井銀行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用金利は窓口またはホームページでご確認ください。</li> </ul>

<福井銀行ホームページ> <https://www.fukuibank.co.jp>

## 別表

## 「ふくぎん福祉年金アップ」をご利用いただける方

下記の各種年金または手当でのお受け取り口座を福井銀行に指定されている方

年金の種類		ご利用いただける方	窓口へご提示いただく証書
国民年金	(旧法)	障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 老齢特別給付金受給者	国民年金証書
	(新法)	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金・厚生年金保険年金証書
厚生年金 (船員保険年金含む)	(旧法)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 かん夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書または 船員保険年金証書
	(新法)	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金・厚生年金保険年金証書
共済年金	(旧法)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者	次のいずれかの証書 ・国家公務員等共済組合年金証書 ・共済年金証書 (旧適用法人共済組合名) 日本電信電話共済組合 日本鉄道共済組合 日本たばこ産業共済組合 ・地方公務員共済組合年金証書 ・私立学校教職員共済組合年金証書 ・農林漁業団体職員共済組合年金証書
	(新法)	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	上記および 国民年金・厚生年金保険年金証書
各種手当		児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 医療特別手当受給者 特別手当受給者 保健手当受給者 健康管理手当受給者	児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書 医療特別手当証書 特別手当証書 保健手当証書 健康管理手当証書

(注) 1986年4月1日以降に受給権を取得された場合は、(新法)国民年金・厚生年金・共済年金となり、

1986年3月31日までに受給権を取得された場合は、(旧法)国民年金・厚生年金・共済年金となります。